

# 全国がん登録における指定診療所について

## 1 はじめに（地域がん登録から全国がん登録へ）

我が国の死因の第1位はがんであり、増加し続けています。

がん登録は、がん情報のサーベイランスとして、各医療機関からの罹患に係る情報の届出（以下、「届出」とする。）をはじめ、発病から治癒、死亡にいたるまでの医療情報の収集を行い、地域におけるがん罹患率や生存率等の算出の他、がん診断方法や治療方法にわたる状況把握等、がん対策の推進に活用することを目的に実施しています。

当県においては、平成3年よりがん登録を実施しており、各県毎に実施状況は異なっておりましたが、平成28年1月からは、全国がん登録として、「がん登録等の推進に関する法律」に基づき、全国一律に実施されることとなりました。

## 2 全国がん登録の届出を行う診療所（指定診療所）の指定について

- ・ 全国がん登録では、「病院」及び「指定診療所」に届出が義務化されます。
- ・ 「指定診療所」は、その管理者からの申請により県知事が指定し、指定日以降、「原発性のがんについて初回の診断が行われたとき」に届出の義務が生じます。
- ・ 診療所の指定に関する要件は、特にありません。がんの診断・治療等に携わっているところであれば、申請できます。

### ※診療所の指定に係る留意事項

- ・ 指定の期限は設けない（診療所の管理者からの辞退や廃業等による指定取消があるまで有効）。
- ・ 指定を受けると、死亡情報からのみで登録された患者についての遡り調査（死亡者情報からがんであったことがわかったケースの情報を、死亡診断書を書いた医療機関に届け出ていただく調査）も対象となる。
- ・ 診療所については、届出を怠ったとしても罰則はない（病院については、県からの届出勧告及び勧告に従わなかったときは公表対象となる）。
- ・ 指定を受けていない診療所からの届出は受理しない。
- ・ 届出は、当該診断の翌年12月31日までに実施する必要がある。

## 3 届出方法等について

指定診療所は、①あるいは②のいずれかで電子届出票を作成し、がん登録オンラインシステムを介した届出（推奨）、あるいは追跡サービス付郵便（レターパック）での提出（届出先：石川県医師会）を実施していただくこととなります。

### ① 電子届出票の作成

国立がん研究センターがん情報サービスホームページから電子届出ファイルをダウンロードし、電子届出票を作成（「全国がん登録 電子届出票」で検索）

### ② 院内がん登録を実施している場合は、対象情報を抽出した CSV ファイルを作成